

「暑さ寒さも彼岸まで」。暑の夏が過ぎ、季節は秋から冬に向かって動きだしています。あと 2 カ月もすればインフルエンザシーズンに入ることでしょう。ところで皆さんの職場では、インフルエンザにかかるたどきにきちんと休むことができますか?

商社勤務の小川翠さん(34)は、「僕名はは昨年、インフルエンザにかかりましたが、結局 1 日も休まず出勤したそうです。『私はしかできない事務処理があるので、休むと迷惑をかけそうで。それに職場全体がなんとなく休みづらい雰囲気だし…』

小川さんが発症する数日前には、近くの席の同僚が、高熱がありそうな真っ赤な顔で勤務していました。職場で感染した可能性が高く、もしかしたら小川さんも職場で誰かにうつしたかもしれません。

産業医が診る働き方改革

㉔ インフル休みは常識に



イラスト・茅島陽子

企業が感染症対策を講じることは従業員を守るための義務ですが、実はそれだけではありません。感染症が職場内で流行すると欠勤者が増え、場合によっては経営に影響を及ぼす事態となります。また、営業マンが罹患すると取引先でまん延させてしまう恐れもあります。企業経営や社会的責任という観点からも対策は欠かせないのであります。

インフルエンザは学校保健安全管理法では、発症後 5 日を経過し、解熱後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで出席停止と定められています。しかし、職場における法令はありません。感染拡大を防ぐには、学校に準じた出勤停止基準を企業内で明確化しておくことが望まれます。

また、ワクチン接種の推奨、流行期のマスク

着用、手洗い・アルコール消毒の徹底、通勤ラッシュを避けた出勤、症状があるときの速やかな医療機関受診といった取組みが必要です。対面会議を中心化したり、食堂を閉鎖したりと従業員同士の接触機会を減らす配慮も重要です。

社会人でもインフルエンザにかかるときは出勤しないのが常識という社会を目指します。そのためにも、普段から業務をお互いに代行できる体制や、在宅勤務ができる仕組みをつくることを検討してみてはいかがでしょうか。

（斎藤光正＝産業医大教授）

医療いのち

(掲載について西日本新聞社許諾済)

広報企画室